

町田市ホームページ 赤ちゃんが生まれた時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

大切なお子様のお誕生おめでとうございます。
お子様の誕生にあたって各種の手続きが必要です。このチェックリストでご確認ください。

チェック欄	主な手続きの内容	手続きに必要なもの
		手続き窓口
□	出生届	出生届(届書の押印は任意)・出生証明書(出生届の右半分)、母子健康手帳 ・市庁舎1階 104 市民課 ℡042-724-2865 ・各市民センター
		●お子様が生れた日を含めて14日以内に済ませてください。 ●出生届の提出は、土日祝日及び夜間でもお受けしています。(受付場所は市庁舎の休日・夜間受付窓口です)
□	国民健康保険の出産育児一時金を申請するとき	国民健康保険被保険者証又はマイナンバーカード、世帯主名義等の振込先口座のわかるもの、その他* *「直接支払制度」や「受取代理制度」利用の有無により、必要書類が異なりますので下記(保険年金課保険給付係)にご確認ください。 ・市庁舎1階 107 保険年金課(保険給付係) ℡042-724-2130 ・各市民センター
□	国民年金保険料の産前産後免除を申請するとき *対象者は国民年金第一号被保険者で出産した方です。	年金手帳(基礎年金番号通知書)又は本人確認書類**、母子健康手帳 ・市庁舎1階 105 保険年金課(国民年金係) ℡042-724-2127 ・各市民センター
□	障害基礎年金の年金額改定(子の加算)を請求するとき *障害基礎年金受給中の方が、新たに子供を養育する場合に請求できます。	戸籍謄本、マイナンバーカード又は世帯全員の住民票 ・市庁舎1階 105 保険年金課(国民年金係) ℡042-724-2127 *障害厚生年金受給中の方は八王子年金事務所(042-626-3511)にお問い合わせください。
□	児童手当・特例給付を受けるとき	下記へお問い合わせください ・市庁舎2階 202 子ども総務課 ℡042-724-2139 ・各市民センター
□	乳幼児医療費助成制度を受けるとき	*児童手当・特例給付は、出生の月内又は出生日の翌日から15日以内の申請で出生の翌月分から支給になりますので、お早めに手続きしてください。
□	未熟児養育医療費助成を受けるとき(出生時2000g以下または所定の症状)	下記へお問い合わせください ・市庁舎7階 704 保健予防課 ℡042-725-5422
□	母子の健康相談をしたいとき(お母様の体調やお子様の発育に関する心配ごとなど)	下記へお問い合わせください ・健康福祉会館 保健予防課 ℡042-725-5127
□	出生通知票を提出するとき	下記へお問い合わせください ・市庁舎7階 704 保健予防課 ℡042-725-5471
□	低出生体重児の届出を提出するとき(出生時2500g未満)	下記へお問い合わせください ・市庁舎7階 704 保健予防課 ℡042-725-5471
□	保育所・幼稚園・認定こども園等に入所している又は入所を希望しているとき	下記へお問い合わせください ・市庁舎2階 204 保育・幼稚園課 ℡042-724-2137
□	上の子の学童保育クラブ入会を希望するとき	下記へお問い合わせください ・市庁舎2階 202 児童青少年課 ℡042-724-2182

※本人確認書類… マイナンバーカード、運転免許証等(官公庁等発行書類で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が添付されているもの)

●毎月第2・第4日曜日は、市民課、保険年金課、子ども総務課、市民税課、納税課及び市民センターが開庁しています。ただし、平日とは取り扱い業務が異なりますのでご注意ください。

●各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月初旬は、窓口が大変混雑いたします。諸手続きに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

町田市役所市民課
042-722-3111(代表)